

## (1)再提供禁止の例外の事例について

・提供先から再提供先に乗り換えた後に提供先のサービスを解約する場合、「個人は提供先のサービスと再提供先のサービスの双方を利用すること」が満たされなくなる。いわゆるデータポータビリティのようなサービスを可能とするため、「再提供時点でサービスの双方を利用すること」としてはいかがか。(太田構成員)

・再提供時において双方のサービスを利用していいという考え方もあれば、提供先と再提供先の一定の関係を信頼してデータ連携契約のような関係とは別に、情報銀行のデータを使っていることを一筆入れて、この部分では解約されないよう対応しておくという考え方もできる。(森主査)

## (2)主な意見に対する考え方について(世帯構成員情報に関して)

・情報銀行で言うところの「世帯」というのはIoTセンサーで一次に把握できる社会的集団を指すことを示す必要がある。(湯浅構成員)

・放送セキュリティセンターの指針は今後改訂されるものなので、現状はあくまでも参照するものであるという表現にとどめたほうがよい。放送セキュリティセンターの指針では、世帯構成員全員から同意取得を必ずするという前提にはなっておらず、周知して注意喚起するレベルである。提示された表現は、少し踏み込んでいるのではないかという印象がある。(小林構成員)

・世帯構成員には同乗者なども含まれるということであれば、「世帯構成員情報」という言葉自体に誤解が生じる可能性があるため、何か別の名前をつくってこういうものを指していると定義づけた方がよい。(落合構成員)